

第5章 都市計画区域におけるまちづくりの実現化に向けて

1. 都市計画区域におけるまちづくりの実現化に向けた基本的な考え方

まちづくりには、都市計画法に基づいた「都市計画のツールを用いたまちづくり」と、それを補完する「条例などに基づくまちづくり」があります。

本都市計画マスタープランに掲げている将来都市像“つないで個性を磨く「誇りを持って住めるまち」”を実現するためには、行政が中心となってまちづくりの根幹となる基盤整備を計画的に進めるとともに、身近な地域に必要な施設については、市民と行政の協働によってそれぞれの地域の状況に応じた取り組みを進めることが重要です。

都市計画マスタープランの実現に向けた各種施策の実施にあたっては、特定の分野に限ることなく総合的な取り組みが必要となりますが、その中でも都市計画に関連する施策は、総合的なまちづくりを先導するという意味で非常に重要な位置づけにあります。

このため第5章では、全体構想、地域別構想での検討結果を踏まえて、都市計画区域を対象として、今後のまちづくりの実現化に向けた考え方についてとりまとめます。

具体的には、市街化区域におけるまちづくりの方針や都市計画関連施策、段階的な取り組みの考え方、モデル地区における先導的に取り組むべき施策などについて検討を行い、計画策定後の「都市計画マスタープランの進行管理と見直し」の考え方について整理します。

併せて、都市計画の枠組みを超えた幅広い視点から見た、市民参加と協働による「市民が主役となるまちづくり」のあり方についても整理します。